

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可に係る包括同意基準（新旧対照表）

令和 5 年 1 0 月 2 0 日議決

改正後	改正前
<p>(共用の通路の基準)</p> <p>第 2 [略]</p> <p>(削除)</p> <p>二 幅員 4 メートル以上の道路状に拡幅整備し、持続して安定的に維持管理することについて、当該通路及び拡幅部分の土地並びに拡幅部分に存する建築物の所有者全員並びに当該通路の状況等により特定行政庁が必要として判断した者により合意文書が作成されていること。</p> <p>三 その他建築物の用途、規模、敷地等に関し、第 3 の基準を満たしていること。</p> <p>(建築物の用途、規模、敷地等に関する基準)</p> <p>第 3 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 建築物の規模が、地上 2 階以下（地下 1 階を含む。）、最高の高さは 10 メートル以下、延べ面積は 200 平方メートル以下であること。ただし、<u>法第 42 条に定める道路から敷地までの道又は通路の幅員が 4 メートル以上の場合</u>にあつては、階数を地上 3 階以下（地下 1 階を含む。）を含む。</p> <p>三～八 [略]</p>	<p>(共用の通路の基準)</p> <p>第 2 [略]</p> <p>一 <u>通路の両端が法第 42 条に定める道路（以下「道路」という。）に接続しているもの又は袋路状（その一端のみが他の道路に接続しているものをいう。以下この基準において同じ。）の通路で建築物の敷地が当該通路に避難上有効に 2 メートル接する部分から道路に接続するまでの長さ（当該通路が幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続している場合にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの長さを含む。）が 35 メートル以下のものであること。</u></p> <p>二 通路を幅員 4 メートル以上の道路状に拡幅整備し、持続して安定的に維持管理することについて、当該通路及び拡幅部分の土地並びに拡幅部分に存する建築物の所有者全員並びに当該通路の状況等により特定行政庁が必要として判断した者により合意文書が作成されていること。</p> <p>三 その他建築物の用途、規模、敷地等に関し、第 3 の基準を満たしていること。</p> <p>(建築物の用途、規模、敷地等に関する基準)</p> <p>第 3 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 建築物の規模が、地上 2 階以下（地下 1 階を含む。）、最高の高さは 10 メートル以下、延べ面積は 200 平方メートル以下であること。ただし、道又は通路の幅員が 4 メートル以上の場合にあつては、階数を地上 3 階以下（地下 1 階を含む。）を含む。</p> <p>三～八 [略]</p>